

# 実 習 指 導 者 研 修 会 内 規

## 第 1 条 （実習指導者研修会）

### 1、目的

実習指導者研修会(以下本研修会とする)は、保健医療現場で行なわれる実習指導に携わる者の資質向上を目的とし、当協会の提案する実習指導案を学ぶ研修会を言う。

### 2、受講資格

実習指導等に携わる保健医療分野のソーシャルワーカー等とする。

### 3、修了認定

研修後課題を提出し認定を受けた者には、修了認定証が授与され、修了認定証番号が登録管理される。

## 第 2 条 （実習指導者研修運営委員会）

1、実習指導者研修運営委員会(以下本委員会とする)は、本研修会を運営する講師である会員で組織する。

2、本委員会は、理事会が選任した委員で組織する。

3、本委員会の運営委員長は、委員の互選とする。

4、本委員会の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

5、本委員会は、本研修会の講師の選任、プログラムの質の確保および本研修会の運営に関する事項を検討し、理事会に提案する。

## 第 3 条 （プログラムおよび評価）

プログラムおよび評価は、実習指導者研修運営委員会と理事会が協議し決定する。

## 第 4 条 （その他）

本研修会の運営、プログラムおよび評価は、本委員会にて検討し理事会の承認を必要とする。またその他本条に無い事柄については本委員会及び理事会にて決定する。

## 付 則

( 修了認定証、認定証および委嘱状の文面 )

本研修会の修了認定証等の文面は、概ね「医療ソーシャルワーカー専門講座および現任教育講師養成講座内規」の付則に従うものとする。(認定証および委嘱状の文面については省略する)

[この内規は、2003年2月14日の第5回理事会で承認され、2003年5月20日より施行する。]

